

## 【第1部】

### 第1章 地域福祉の計画活動

---

#### 1 基本理念づくり

- >> 地域福祉の理念
- >> 新社会福祉法の理念
- >> 高浜福祉からの理念

##### (1) 地域福祉の理念

「誰もが高浜に住み続けられる仕組みづくり」—地域に根ざして暮らす—

「地域福祉」がクローズアップされてきた背景には、急激な工業化や都市化に伴う人口移動、あるいは高齢化の進展によって福祉需要が普遍化、日常化したことが一つの要因と言われています。すなわち、高齢者や障害者が長年住み慣れた地域で、人間らしい生活を送れるための仕組みづくりが求められています。

「地域福祉サービスを統合化」—地域に根ざしたサービスにする—

地域福祉の政策や実践においては、統合化の理念が具体化される必要があります。供給されるサービス自体が制度的にバラバラであったり、あるいは供給の仕組みに利用者をトータルな生活者として捉える視点が欠けたりしては、利用者の生活の質の向上も望めません。まさに、「顔の見える福祉」の展開が必要です。一人ひとりの生活に提供されるサービスが、利用者に統合化されることによって、より効果的に住民の福祉が実現するものと期待しています。

「当事者主体の住民参加」—これからの地域づくり—

さらに、当事者である住民が、主権者として参加するという住民主体の参加が重要な理念であります。人権思想や民主主義の基盤が浅い我が国においては、様々な福祉サービスを受けている当事者が、主体者として参加することがまだまだ定着していません。住民参加が進まないまま地域福祉計画づくりになるならば、単にこれまでのような行政主体の政策にすぎません。あらためて、地域福祉においては、住民の参加と地域へ主体的に貢献していくという理念がいかに重要であるかを認識することが必要です。

「人とのつながりを重視する福祉」 —これからの福祉—

従来の社会福祉施策は、生活保護・年金・手当・低所得者対策などの経済的ニーズに対応するための枠組みが基本となっていました。今後は、対人福祉サービスを重視し、地元企業も参加する地域福祉づくりが重要になってくると考えられます。リスク・困難に対し社会連帯で対応し、人と人とのつながりを重視する福祉が求められています。

—地域福祉の理念—

「誰もが高浜に住み続けられる仕組みづくり」

—地域に根ざして暮らす—



「地域福祉サービスを統合化」

—地域に根ざしたサービスにする—



「当事者主体の住民参加」

—これからの地域づくり—



「人とのつながりを重視する福祉」

—これからの福祉—



## (2) 新社会福祉法の理念

成熟した社会における今日、「幸せ」の意味も実に多様なものとなってきており、社会福祉に対する国民の意識も大きく変化してきています。これからの社会福祉の目的は、従来のような限られた人の保護・救済にとどまらず、生活上の様々な問題から、自らの努力だけでは自立した生活を維持できなくなる場合において、社会連帯の考え方に立った支援を行い、ノーマライゼーションの精神である個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活が送れるよう自立を支援することにあります。

従来の福祉のあり方を定めた「社会福祉事業法」が抜本的に改正された新「社会福祉法」（平成13年4月施行）では、これらのことを明確にしたといえます。個人の尊厳の保持や自立した日常生活支援の福祉サービスの基本的理念を規定し（第3条）、利用者の意向の尊重、保健医療サービスその他の関連サービスとの連携について、事業者による福祉サービス提供の原則を定めています（第5条）。

さらに、国及び地方公共団体の責務として、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、福祉サービスを提供する体制の確保や福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策などの措置を求めています（第6条）。

そして、社会連帯の理念を示したともいえるのが、第4条の地域福祉の推進です。ここでは、福祉サービスを必要とする地域住民が、地域社会を構成する一員として日常生活を営むことができるように、地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力して地域福祉を推進することとしています。

こうした新たに社会福祉法に規定された理念を踏まえ、計画を策定しました。

## —社会福祉法（抄）—

第1条（目的） この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第3条（福祉サービスの基本理念） 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自律した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

第4条（地域福祉の推進） 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第5条（福祉サービスの提供の原則） 社会福祉を目的とする事業を営む者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第6条（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務） 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を営む者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施を図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

第107条（市町村地域福祉計画） 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他の社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

### (3) 高浜福祉からの理念

「福祉インフラづくりの90年代」 ..... これまでの高浜

本市における福祉への本格的な取り組みは、平成2年に打ち出された「ゴールドプラン（高齢者保健福祉推進十か年戦略）」が出発点でした。当時のキーワードは、高齢化・情報化・国際化でしたが、本市は、避けて通れない行政課題として「高齢化」対策に絞り、同時にこの解決を図っていくプロセスこそが市の将来を拓いていくと考えました。

平成4年度からホームヘルパー養成研修に力を注ぎつつ、特別養護老人ホームなどの介護の基盤整備にも取り組み、平成5年度には社会福祉法人による特別養護老人ホームがオープンしました。基盤整備が大きく進展するなか、平成8年度には「三河高浜駅」前の再開発ビル2階に福祉の拠点となる「いきいき広場」を整備し、本市の福祉部、社会福祉協議会、在宅介護支援センターなどを配置しました。また、同ビル3階には、日本福祉大学高浜専門学校（介護福祉学科・作業療法学科）を誘致したことにより、福祉に対する住民意識が一層高まる契機となりました。

「福祉の政策化、受益者負担、オンリーワン」 ..... “福祉”自治体

市長が、福祉を軸にまちづくりを進める全国的な首長政策集団「福祉自治体ユニット」に加入したことは、トップダウン型の高齢者施策の展開を加速度化させるとともに、職員の意識変革をもたらしました。

また、住民の経済的な負担については、「何でもタダ」ではなく「応分の負担」（受益者負担）をしていただく考え方を基本に据えました。このことは、住民が福祉サービスに対して権利意識を持つことができるようになっただけでなく、地元の飲食店による配食サービスやボランティアグループによる宅老所の運営など、地域での福祉的事業に関わる基盤をさらに広げる効果も併せ持っていました。

介護保険制度の施行とともに本市が独自に開始したサービスは、「福祉のオンリーワン」のまちづくりを目指した施策の蓄積と継続によって実現したものといえます。

「地域福祉へ」 ..... 福祉“自治体”を目指す

一方、平成12年4月には「地方分権一括法」が施行され、分権時代における住民と行政の関係の新たなあり方が問われることとなりました。

本市の福祉分野においても子育て支援策と障害者施策の推進が強く求められ、これまでの対行政の要求・批判型住民スタイルと、国・県に依存してきた行政スタイルからの脱却が問われることとなり、いよいよボトムアップ型ともいえる住民と行政の新しい取り組みが必要となりました。

経済的・社会的に大きな転換期を迎えている今日、行政と住民は新たなスタイルを必要としています。行政は、福祉・環境・社会教育など地域生活に直接関わる分野における行政事務のスリム化・透明化が要請されています。住民は、行政の意思形成や意思決定の実態を知るとともに、地域社会の自己決定に関与する過程で多様な地域ニーズを整理し、地域資源の活用と配分の公正さを経験しながら、自立した住民になることが求められています。

言い換えれば、行政と住民の関係は、「自助、共助、公助」という考え方をお互いが理解し合い、その考え方を基本に据えた協働作業の場面をいかに広げていくかということです。

このような行政と住民の変化と変革なくしては、住民参加を柱とする地域福祉の取り組みを語ることはできません。

## 2 地域福祉の計画活動

- >> 住民主体の計画づくり
- >> 計画の位置付けと計画期間

地域福祉を着実に推進するためには、町内会組織やNPO（非営利民間組織）、ボランティアなどをはじめとする住民を地域福祉の推進役として位置付け、これらと行政、社会福祉協議会が連携して地域福祉の計画活動を実践しなければなりません。

計画活動とは、地域福祉計画を策定する段階からの住民参画が計画策定後の地域福祉の推進を大きく左右することから、計画の策定自体を住民参画や連携の場として位置付け、これを計画活動と定義したものです。本市において、計画活動の推進母体となっているのが、高浜の地域福祉のあり方を検討する「168人（ひろば）委員会」でした。

### （1）住民主体の計画づくり

本市に求められていた取り組みとは、住民参加型の協働作業による計画づくりであり、計画策定後における協働関係の継続性をいかに構築するかということでした。また、介護保険において先駆的な取り組みを行ってきた本市においては、高齢者のみならず、障害者や子どもなど「支え」が必要な住民を地域全体で支えあっていくことが重要です。

「168人（ひろば）委員会」は、モデル計画策定委員会の設置に先立って結成されました。5つのグループに分かれ、それぞれの検討課題を掲げ、参加・体験型の学習手法であるワークショップを取り入れて活動を進めてきました。

平成13年度における5つのテーマは、

**「子どもから大人へのメッセージ」**

**「『ピカッ』と光り輝く福祉サービスを求めて」**

**「いいじゃん！？ボランティアって！」**

**「安心と人が支えあうまち「たかはま」」**

**「いっぺんみんな『近所づきあい』を考えまい！」**

でした。いずれも地域福祉計画に具体的に盛り込むべき施策を、年齢・性別・障害など様々な特性や違いを超え、地域住民・ボランティア・事業者・行政職員・社会福祉協議会職員などが立場を超えて一個人として参加し、一緒になって課題解決のために学習を進めてきました。

こうした経緯を踏まえてモデル計画策定委員会を設置しました。モデル計画は、「168人（ひろば）委員会」による課題の整理、研究活動を通じて提言・報告された内容を広く吸収したものとなっています。

平成14年度においては、モデル計画の内容を補強・充実するため、「168人（ひろば）委員会」を再編し、新たに取り組むべき内容を掲げ、計画活動を進めてきました。

その取り組み内容は、

**「子どもの権利について考え、実際に行動します」**

**「(仮称) ボランティアひろばセンターをモデル運営してみます」**

**「高浜市らしい「福祉マップ」づくりを行います」**

**「地域福祉モデル計画の見直しや地域福祉活動への提言などを行います」**

**「住民の手による「福祉のまちづくり条例」づくりを行います」**

です。

また、「168人（ひろば）委員会」の様々な活動を行う際の合意形成の場として設置した「168人（ひろば）運営委員会」へ、モデル計画における「7つの課題」について検討を依頼し、その結果を反映しました。

### —モデル計画における「7つの課題」—

	課題個所
1	「ボランティアひろばセンター」の設置（社会福祉協議会との連携）
2	福祉起業・福祉事業展開への支援
3	新しい町内会活動・近所つきあい
4	地域での学び・遊びの場づくり
5	地域での居場所づくり、地域での働き場づくり
6	いきいきひろば総合相談窓口の充実、ケアマネジメントシステムの充実
7	福祉のまちづくり条例の制定



— 「168人（ひろば）委員会」の主な活動経過：H13—

- H13. 6. 1 広報などによる委員の公募  
 6. 17 ○地域福祉フォーラムの開催  
 講演 「わかるふくし」の発想  
 講師 木原孝久 先生  
 7. 14 ○平成13年度第1回「168人（ひろば）委員会」の開催  
 講演 「168人（ひろば）委員会」に期待すること  
 講師 平野隆之 先生  
 各委員が活動希望グループを選択  
 7. 28 グループごとに提言活動を開始  
 以降、各グループ毎月第2・4土曜日活動



9. 22 ○「168人（ひろば）委員会」発表祭(前期)  
 ポスターセッションによる提言発表  
 10. 13 グループごとに具体的活動開始



- H14. 1. 12 ○「中間素案の勉強会」  
 モデル計画策定委員でもある「168人（ひろば）委員会」の  
 グループリーダーが開催  
 2. 23 ○「168人（ひろば）委員会」発表祭（後期）  
 第1部 講演 「精神病は怖いものか」  
 講師 芳賀幸彦 先生  
 第2部 「168人（ひろば）委員会」のこれまでとこれから  
 今までの調査や活動内容を報告

— 「168人（ひろば）委員会」の主な活動経過：H14—

- H14. 4. 13 ○平成14年度第1回「168人（ひろば）委員会」の開催  
新グループの編成
4. 27 「168人（ひろば）運営委員会」の設置を決定  
グループごとに活動を開始  
以降、各グループ毎月2回（土曜日）活動
5. 9 ○第1回「168人（ひろば）運営委員会」の開催  
世話人（3人）の選出  
モデル計画の7つの課題について  
「168人（ひろば）運営委員会」の役割について
7. 25 ○第2回「168人（ひろば）運営委員会」の開催  
モデル計画の7つの課題の検討報告
10. 2 ○第3回「168人（ひろば）運営委員会」の開催  
地域福祉計画等地区説明会について  
「168人（ひろば）委員会」発表祭について  
地域福祉活動計画について
11. 5 ○第4回「168人（ひろば）運営委員会」の開催  
地域福祉計画等地区説明会について
11. 17～ ○「地域福祉計画等地区説明会」  
（5地区6箇所にて実施 26日まで）



- H15. 2. 14 ○第5回「168人（ひろば）運営委員会」の開催  
地域福祉活動計画について  
地域福祉計画等地区説明会の報告について  
「168人（ひろば）委員会」発表祭について
3. 22 ○「168人（ひろば）委員会」発表祭  
活動内容の報告  
住民との交流会

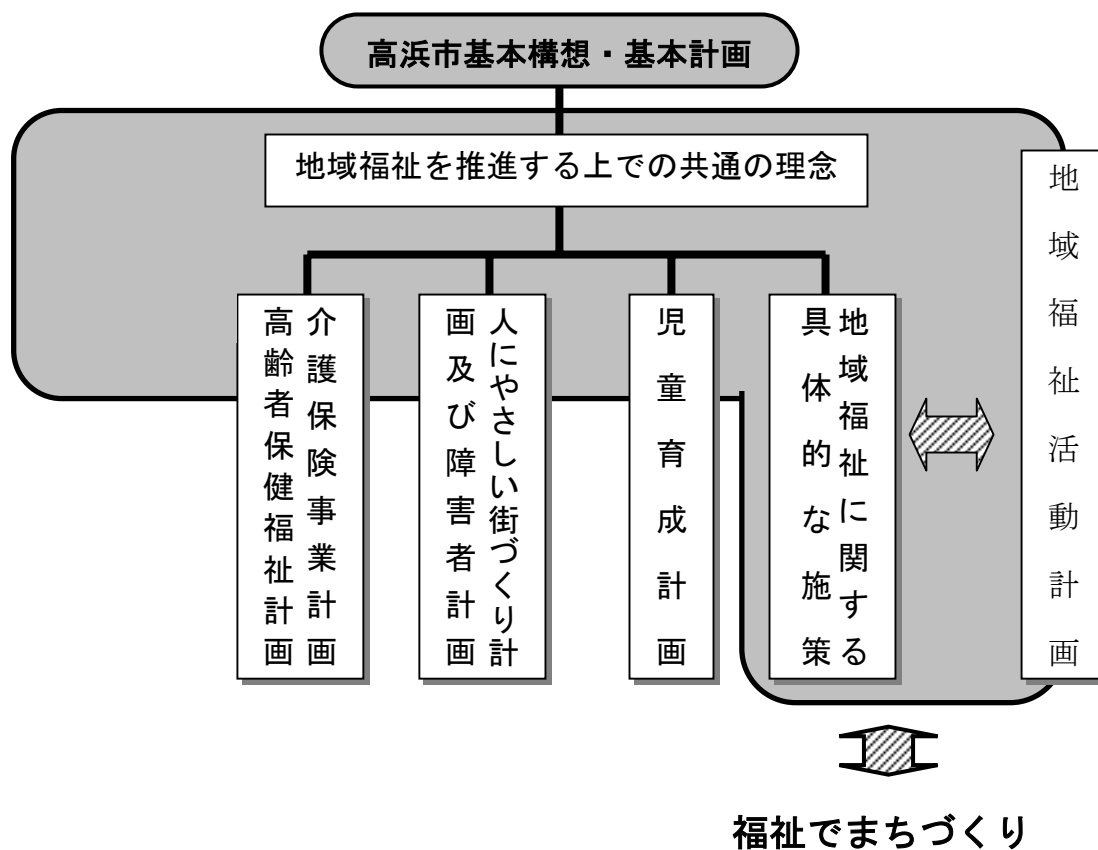
## (2) 計画の位置付けと計画期間

これまで、福祉分野で策定した「介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」、「人にやさしい街づくり計画及び障害者計画」、「児童育成計画」（以下「3計画」という。）に基づき、それぞれの分野の福祉事業を着実に実行してきました。特に高齢者分野では宅老所などの運営における地域住民との協働・交流など先進的な取り組みも行ってきました。

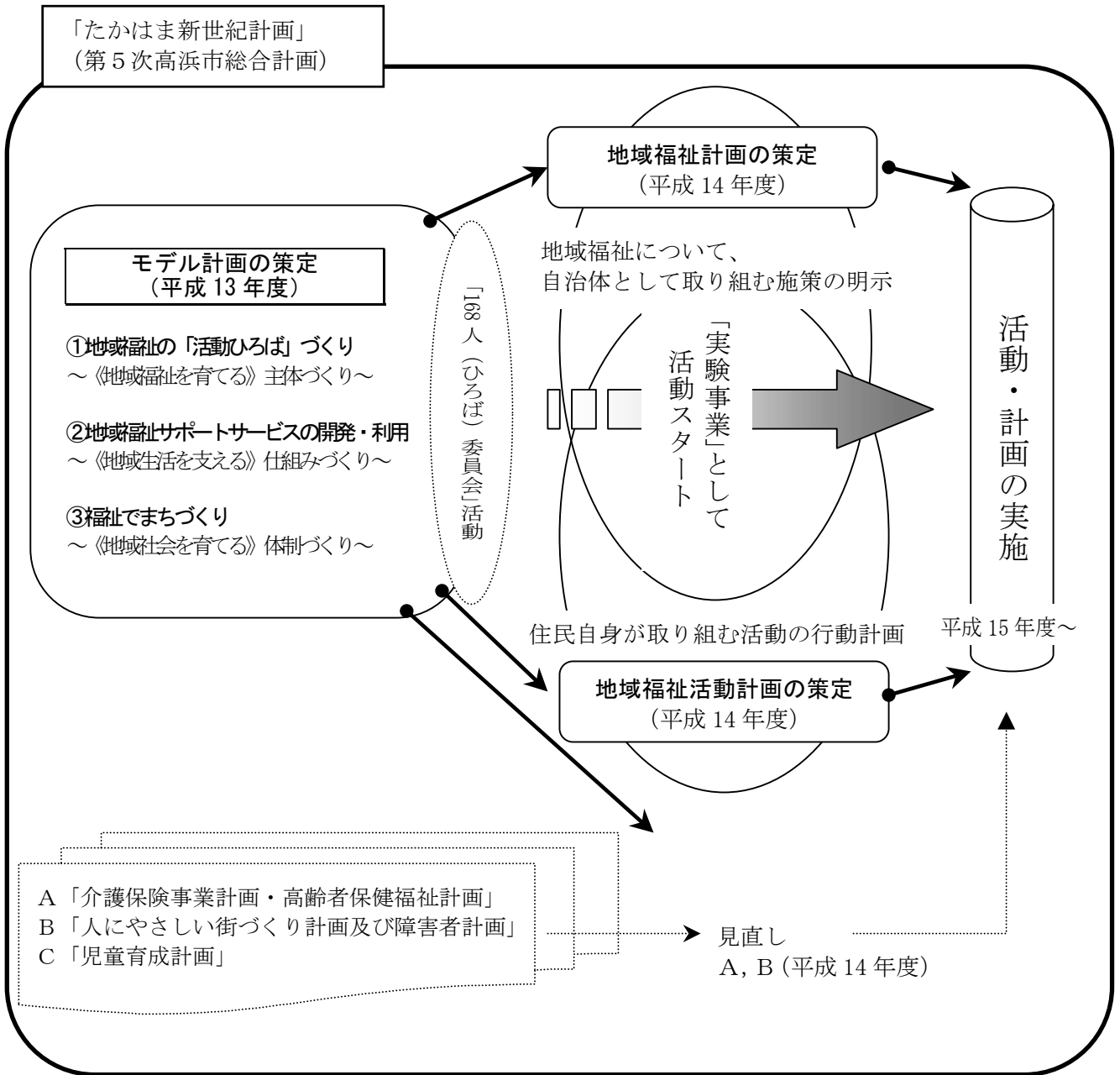
計画の理念は、地方自治法第2条第4項の規定に基づく基本構想、すなわち「たかほま新世紀計画」（第5次高浜市総合計画）と3計画の中間に位置し、地域福祉を推進するうえでの共通の理念を定めるものです。それとともに、地域福祉に関する個々の具体的な事業・サービス・制度施策は、3計画と同位置に位置付け、今後の「住民参加のまちづくり」にも重要な位置を占めるものです。

計画は、上位計画にあたる「たかほま新世紀計画」の基本計画の一つである「安心と人が支えあうまち」を踏まえ、「みんなで作ろう、心のひろば、支えあいのひろば」を基本理念として策定し、計画期間は5年とします。

### —計画の位置付け①—



—計画の位置付け②—



※ 地域福祉活動計画とは・・・

地域社会にある福祉問題や課題を解決することを目標として、住民・民間団体の取り組む活動で、社会福祉協議会が中心となって立てていく計画です。

この計画は、地域住民の立場から個人や団体が参画・協働して様々な活動を計画化していくところが特徴で、関係機関などと連携を図りながら計画を立てていきます。

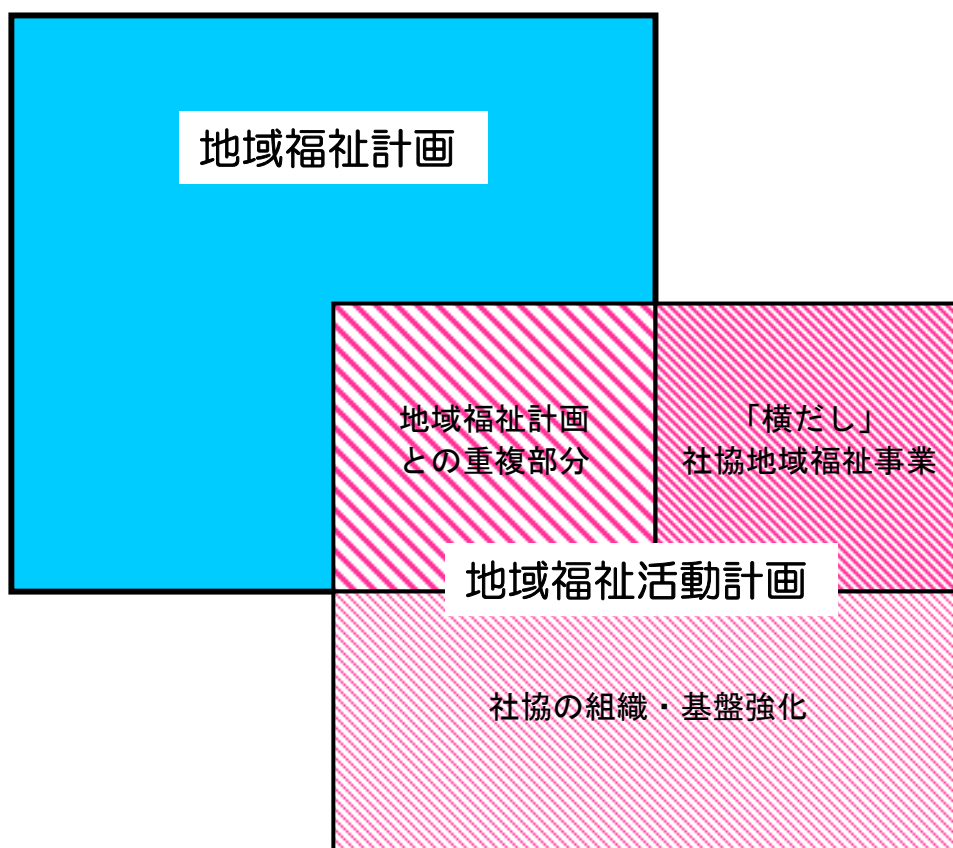
### (3) 社会福祉協議会の地域福祉活動

地域福祉を推進していくうえでさらに重要となるのが、地域福祉活動計画です。

地域福祉活動計画は、福祉活動を行う地域住民やボランティア、NPOなどの民間団体の自主的・自発的な福祉活動を中心とした民間活動の自主的な行動計画であり、策定に当たっては、社会福祉法において地域福祉の推進を図る団体として位置付けられる社会福祉協議会がその役割を果たすことが期待されています。

そのため、高浜市の地域福祉の未来を描く行政計画としての地域福祉計画と、住民自らの地域福祉に関する行動を示す民間計画である地域福祉活動計画は、地域福祉を推進する一対の計画として位置付けました。そして、社会福祉協議会は行政との連携のもと、地域福祉計画の策定と並行し、168人（ひろば）委員会による住民の参画を得ながら地域福祉活動計画を策定しました。

#### —地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係—



### 3 計画活動推進の3つの原則

- >> パートナーシップ型
- >> 次世代型
- >> 学習・情報発信型

計画活動（計画策定段階からの住民参画のあり方）が地域福祉の推進を大きく左右することから、「住民参画」をキーワードとし、「パートナーシップ型」「次世代型」「学習・情報発信型」の3つの原則を採用し、この原則により計画活動を推進することで、トップダウン型からボトムアップ型への転換に挑戦しました。

#### （1）パートナーシップ型

地方分権の時代を迎えた現在、地方自治の原点である住民自治の充実が求められています。住民自治とは、地方における政治・行政を、その住民の意思に基づいて行うことであり、問題はすべて行政によって解決するのではなく、日常生活の身の回りで発生する問題は、まずは個人や家庭で解決し、個人や家庭で解決できない問題は地域（コミュニティ）で解決し、地域で解決不可能な問題については行政が解決するという考え方を基本原則としたまちづくりです。

住民自治によるまちづくりを進めるためには、今まで行政に委ねていた地域の問題を自らの問題として自覚し、自信を持って自ら問題解決にあたる住民力を高めるとともに、行政と住民とが話し合い、役割を分担し、相互に協力するパートナーシップのもとに進めることが重要です。

そのため、行政が今まで住民との間にあった垣根を取り払い、行政と住民が話し合い、役割を分担し、お互いに協力し、住民だけで解決できる問題か、行政が解決しなければならない問題か、住民と行政が協力して解決しなければならない問題かを見極めながら住民全体で福祉を考え、実行していきます。168人（ひろば）委員会の取り組みは、本市としては初めてのパートナーシップ型に基づく活動としてスタートしました。

## (2) 次世代型

社会福祉を取り巻く環境は、急速に進展する少子・高齢化の到来や、青少年や中年層の生活不安やストレス、虐待など複雑多様化した生活上の問題が現れています。こうした問題に対しては、前例に依存することなく、柔軟な思考と創意工夫を持ち、そして失敗を恐れずに挑戦する勇気が必要です。

こうした背景から、地域福祉計画においても、従来型の発想から訣別し、新たな社会福祉のネクスト・ステージを示すものを目指しました。

そのため、計画活動においても、既存の考えやしがらみにとらわれることなく、新しい柔軟な思考と創意工夫を持って計画を策定し、実行するため、10年先を見越した人材を策定委員に選出したり、小学生以上の住民から168人（ひろば）委員の参加を募るなど次世代型を積極的に取り入れ、幅広い当事者から意見を聞くことに努めました。

### —地域福祉を語る中学生—



### (3) 学習・情報発信型

地域福祉計画の策定においては、計画の内容もさることながら、計画策定のプロセス自体が地域の住民力、福祉力のアップへもつながることや、市職員及び社会福祉協議会の職員の意識改革を図るうえでも、計画活動における取り組みが重要となります。そのためには、行政と住民が共に学習し、情報交換・共有しながら進める必要があります。

168人（ひろば）委員会に参加した地域住民は、活動を通して地域で解決すべき課題を認識し、さらに解決の方策を見つけ出すことのできる力をつけるための学習を進めました。あるグループでは、KJ法（文化人類学者：川喜田次郎氏が考案した創造性開発（または創造的問題解決）の技法）を学習し、課題検討にその技法を取り入れ、その成果を「発表祭」で報告しました。

こうした学習から得た課題、解決のための方策など様々な情報については、地域住民が共有できるよう『ひろばにゅーす』及び「発表祭」などを活用し、情報の発信に努めました。

また、行政や社会福祉協議会の職員も、168人（ひろば）委員会の活動に一市民として地域福祉の現場に加わり、地域住民と対等な関係により、住民の目線での取り組みを進めました。

#### —168人（ひろば）委員で作成した「さかなの骨」





## 「ひろばにゅーす」 創刊号！！

去る7月14日（土）、高浜市いきいき広場内ホールにおいて、『第1回168人【ひろば】委員会』が開催されました。暑い中またお忙しい中にもかかわらず、118名ものメンバーの方々に参加いただき、盛大にスタートを切ることができました。また、受付では、「メンバーみんなで高浜市の地域福祉を考えていこう！」といった意味を込めた「ひろばノート」が配布されました。

この『168人【ひろば】委員会』をスタートするにあたって、森市長より、これからの過程（プロセス）を大事にして進めていって欲しいといったことや、「ひろばノート」が自分の夢でいっぱいになるように、最後まで書き加えていって欲しいといった話や、メンバーのみなさまに大変期待しているとの激励の言葉がありました。

続いて、日本福祉大学の平野隆之先生による講演が行なわれ、メンバーを交えた「ひろば」を題材とした連想ゲームを皮きりに、今後グループ活動（ワークショップ）をしていく上で必要な5つの条件（「先生がいない」「お客さんではダメ」「決まった答えはない」「体も使おう」「笑いを取り入れる」）のお話がありました。そして、5つのグループの簡単な説明の後、グループ分けに移りました。

## 7月14日（土）168人【ひろば】委員会がスタート！！

各グループごとに分かれ、簡単な自己紹介を行い、グループリーダー及びサブリーダーを選出しました。そして、活動日や活動時間などを決定し、最後にグループごとの記念撮影を行い、無事、会を終えることができました。なお、各グループのリーダーや活動日などは次のとおりです。ご案内いたします。

	第1グループ (大人)	第1グループ (子供)	第2グループ	第3グループ	第4グループ	第5グループ
リーダー	古橋 知美	佐藤 和樹	廣田 恵子	磯原 和恵	山本 鍾児	角谷 式男
サブリーダー	岩瀬 武三	日下 和雄	鈴木 麗子 谷田 和由	伴 謙一	岩月 和子	深谷 直子
参加者数 【7月14日時点】	12名	18名	17名	32名	24名	15名
活動日	毎月第2、4土曜日					
開催時間	午前10時		午前10時	午後1時30分	午前9時30分	午後2時
開催場所	いきいきホール		集会所	いきいきホール	横田回廊緑空	集会所

### 事務局 からの お知らせ

いよいよ、168人【ひろば】委員会が始まりました。これからどんなグループ活動が盛り上げられていくのか大変楽しみです。メンバーの皆様の活躍を期待しています。この『ひろばにゅーす』は、各グループでの進行状況や、各グループ内でおきた様々なエピソードなどを随時お伝えしていきます。「こんなことがあった。」「こうして欲しい。」など、ご意見をどうぞお寄せください。お待ちしております。

【連絡先】高浜市いきいき広場内福祉課 長谷川、竹内 TEL0566-52-9871/FAX0566-52-7918  
電子メール fukushi@city.takahama.sichi.jp

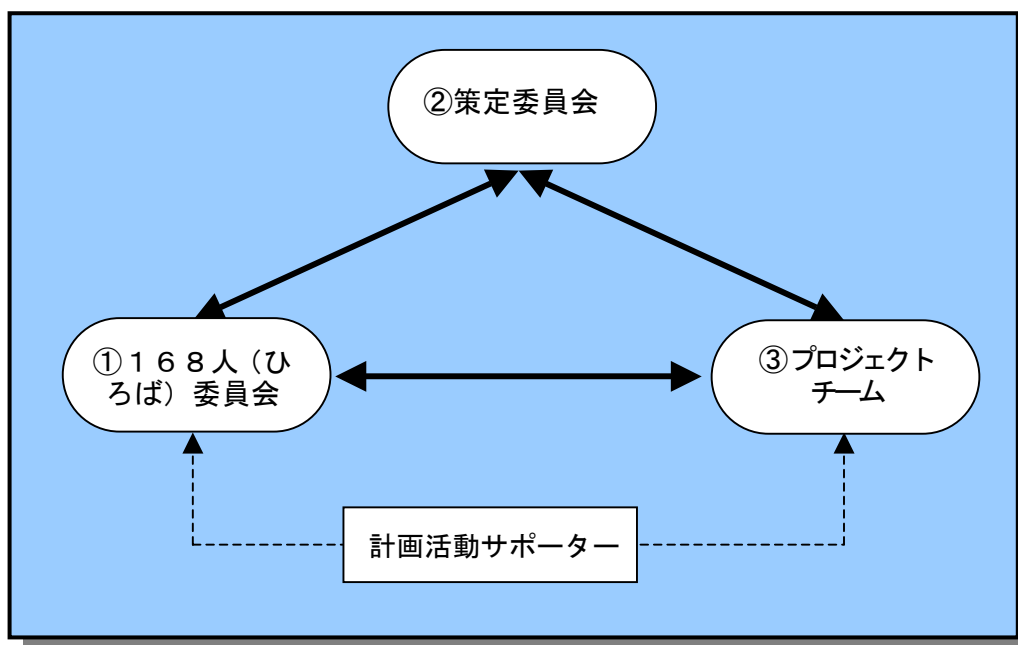
## 4 計画活動を進める組織主体

- >> 3つの主体
- >> 「発表祭」

### (1) 3つの主体

計画活動の推進は、①「168人（ひろば）委員会」、②策定委員会、③プロジェクトチームを中心として実施しました。

— 3つの主体の関係図 —



## ①「168人（ひろば）委員会」

計画策定において住民の幅広い参加を得るためには、地域福祉に関心を持つ住民で構成される組織が必要です。そこで、策定委員会の設置に先立ち、地域福祉のあり方を検討していくために立ち上げた組織が「168人（ひろば）委員会」です。

この委員会は「次世代型」を取り入れ、参加資格を小学生以上とし、福祉サービス利用者である当事者も参加しています。また、社会福祉従事者、ボランティア、民生委員、町内会、NPOなどといった各種団体・組織及び本市職員からの参加もあり、一つの公民一体となった協働の場を形成しています。

平成14年度からは、この委員会の運営・企画母体としての「168人（ひろば）運営委員会」を設置し、より一体感のある活動を繰り広げています。

また、計画策定だけでなく、計画推進においても住民自身の参加が求められることから、今後も福祉ニーズの把握や住民の意見集約の組織として引き続き存続していくことが必要です。なお、この委員会での活動を通して、新たな地域福祉リーダーの発掘や、新たな地域福祉のコア（核）を形成して地域へ送り出すといった、地域人材の循環を図ることも期待されます。

グループ活動（ワークショップ）では次のような点に配慮するよう努めました。

1. 先生はいない。 2. お客さんではダメ。 3. 決まった答えはない。
4. 体も使おう。 5. 笑いを取り入れる。

### —168人（ひろば）運営委員会の構成—



—グループテーマ（H13）—

	グループテーマ	サブテーマ
第1グループ	子どもから大人へのメッセージ	子どもの権利について考えてみよう！
第2グループ	『ピカッ』と光り輝く福祉サービスを求めて	利用しやすい、よりよいサービスを築こう
第3グループ	いいジャン！？ボランティアって！	自立した、いきいきライフを過ごすために
第4グループ	安心と人が支えあうまち「たかはま」	福祉でまちづくりを進めるための行政と社協の役割とは
第5グループ	いっぺんみんなで『近所づきあい』を考えまい！	21世紀の『近所づきあい』の構築

—グループテーマ（H14）—

	内 容
A1グループ	子どもの権利について考え、実際に行動します
A2グループ	「(仮称)ボランティアひろばセンター」をモデル運営してみます
A3グループ	高浜市らしい「福祉マップ」づくりを行います
Bグループ	地域福祉モデル計画の見直しや地域福祉活動計画への提言などを行います
Cグループ	住民の手による「福祉のまちづくり条例」づくりを行います

## ②策定委員会

計画策定には、幅広く地域住民などの意見を反映するため、様々な関係者が参画する「策定委員会」を設置しました。委員は、社会福祉法の趣旨を踏まえ、学識経験者、民生委員・児童委員、社会福祉施設関係者、そして公募による地域住民や「168人（ひるば）委員会」の各グループリーダーで構成しました。

また、策定委員も今までのような各種団体・組織の代表者ではなく、「次世代型」により若い年齢層にしたことで、斬新な発想・アイデアや行動力による計画活動が行われ、承認機関として形骸化されている策定委員会からの脱却を目指しました。

### —策定委員会の様子—



## —策定委員会の開催経過—

### 第1回策定委員会（168人（ひろば）運営委員会と合同）

日時 平成14年5月9日（木）午後3時から

内容 ○委員の委嘱

○会長及び副会長の選出

会長 平野 隆之 氏      副会長 角谷 式男 氏

○市長からの諮問

○議題

・今後の取り組みについて



### 第2回策定委員会

日時 平成14年9月25日（水）午後3時30分から

内容 ○議題

・中間素案について

・今後のスケジュールについて

・意見募集（パブリックコメント）の実施について

### 第3回策定委員会

日時 平成15年1月28日（火）午後3時30分から

内容 ○議題

・意見募集（パブリックコメント）の結果について

### 第4回策定委員会

日時 平成15年3月22日（土）午前10時から

内容 ○議題

・最終案について

○市長への答申

### ③プロジェクトチーム

地域福祉計画は、個別の福祉施策を総合的に推進する計画であるとともに、保健医療やまちづくり、あるいはボランティア・NPOの支援などとの広範な調整が必要です。

そこで、行政内部では関係セクションによる職種横断的な「プロジェクトチーム」を設置し、相互の連絡・調整を行うことで十分な体制の確保に努めました。この「プロジェクトチーム」は福祉部（福祉課、長寿課、保健課）を中心とし、こども課、まちづくり課及び社会福祉協議会の職員で構成し、非常に小回りのきくものを目指しました。また、学識経験者を指導者として迎えたことにより、客観的な立場からの既存の組織にとらわれない新しい発想を学ぶことができました。

さらには、「プロジェクトチーム」の会議や「168人（ひろば）委員会」のグループ活動に、地域福祉の実践・研究者や大学院生らによる「計画活動サポーター」の参加を得たことで、計画活動の推進におけるノウハウを学ぶことができました。

#### —「プロジェクトチーム」の会議風景—



## (2)「発表祭」

「168人（ひろば）委員会」の活動内容は、日頃から地域住民に対し十分に提供され、地域福祉に対する意識の向上を促すとともに、その内容に対し意見を求めることが必要です。

「168人（ひろば）委員会」のグループ活動や様々なエピソードは、『ひろばにゆーす』や本市のホームページを通して伝えることができますが、地域住民からの意見をいただくことはできません。そのため、委員自らで企画・運営する「発表祭」を定期的に行い、活動内容を伝えるとともに、直接地域住民と意見交換をする場としました。

この「発表祭」により、①住民自身の発表内容に対するアカウンタビリティ（説明責任）、②住民の相互協働による意識・知識の向上、③住民同士の信頼感や地域への愛情の創出などが図られ、住民の福祉ニーズに合致したより良い施策につながるようになります。

### —発表祭の風景—

